

■「第3次おだわら男女共同参画プラン」に係る事業調書

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革											
施策の方向Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けた意識啓発・普及											
施策名（Ⅰ） あらゆる場面における男女共同参画意識の啓発（重点項目）											
区分	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
1	1	男女共同参画に関する啓発	男女共同参画の意識啓発や理解促進を図るため、セミナーや講演会、啓発イベント等を開催します。	市民向けに男女共同参画セミナーを開催する。	参加人数計 50人	B	男女共同参画社会の実現を目指した啓発活動を実施した。コロナ禍では、セミナーなどの開催を中断したが、対象に応じて、オンライン開催を導入したり、オンラインセミナーを主催する場合のノウハウについて学ぶ講座などを企画した。男女共同参画セミナーについては、市民のニーズやその時代の社会情勢から課題を抽出しテーマ設定をして、年1～2回のペースで開催した。男女共同参画に関する情報提供としては、UMECOの掲示板や多目的コーナー、また、サポーター通信を活用し、年間を通して、キャンペーンの周知や、近隣市町村や県のイベント等の周知にも努めた。	男女共同参画セミナーについては、対象者に応じて、開催方法や開催時間を工夫したが参加者が定員割れする回もあった。テーマ設定が市民ニーズとマッチしていなかったり、周知が不十分であったと考えられる。	1	男女共同参画社会の実現に向けて、根幹となる意識啓発事業は、途切れることなく継続していく。時代と市民ニーズや興味に対応するため、テーマの多様化を図り、セミナーは従来の90分～120分程度の対面講座形式から、オンラインを活用したりすき間時間でも参加しやすくするなど短時間セミナーの導入など、開催方法について研究をしていく。	人権・男女共同参画課
2	2	男女共同参画推進団体等との協働	おだわら男女共同参画推進サポーター等、男女共同参画の推進を目指す市民団体や個人と協働するなど、市民力を活用しながら事業を推進します。	おだわら男女共同参画推進サポーターへ男女共同参画に関する情報発信するとともに、サポーター登録者間の交流や情報交換の場として全体会を開催する。	情報発信 12回（1回/月）	B	おだわら男女共同参画推進サポーターの人材育成事業は、サポーター全体会での発表を行い国や県の研修会での情報を共有し、サポーター全体の男女共同参画に関する機運の向上が図られた。	サポーター登録制度については、登録者や団体の高齢化等により、登録数が減少傾向にある。今後、制度の運用について検討が必要である。	1	サポーター登録制度は今後の方向性について検討し、事業の今後について具体的に進めていく。	人権・男女共同参画課
3	2	男女共同参画推進団体等との協働	おだわら男女共同参画推進サポーター等、男女共同参画の推進を目指す市民団体や個人と協働するなど、市民力を活用しながら事業を推進します。	おだわら男女共同参画推進サポーターを国や県、他市町が主催する研修会やフォーラム等に派遣し、学んだことをサポーター全体会等で共有してもらうとともに、市の審議会等委員やセミナー講師等として活躍していただく。人材育成事業。	5人	B			1	引き続き、国や県の研修会の情報収集に努め、参加を促していく。	人権・男女共同参画課
4	2	男女共同参画推進団体等との協働	おだわら男女共同参画推進サポーター等、男女共同参画の推進を目指す市民団体や個人と協働するなど、市民力を活用しながら事業を推進します。	男女共同参画の推進を目指す市民団体と協働で意識啓発事業を行うなど、市民力の活用を図る。	1回	B	令和7年度には新たにサポーター登録した団体と協働して啓発事業を実施した。	市民団体と協働することで大きな効果が得られることが期待されるが、具体的には検討されていない。	1	協働事業が実施できるよう検討していく。	人権・男女共同参画課
5	3	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する情報を収集し、公共施設での配架やSNSでの発信等、さまざまな媒体を活用して市民へ情報提供を行います。	男女共同参画に関する資料を収集し、おだわら市民交流センターUMECOなどで市民へ情報提供を行う。	—	B	男女共同参画に関する情報提供としては、UMECOの掲示板や多目的コーナー、また、サポーター通信を活用し、年間を通して、キャンペーンの周知や、近隣市町村や県のイベント等の周知に努めた。	男女共同参画に関する情報提供については、現行の掲示や展示等だけでは、十分とは言えない。手法について検討、研究する必要がある。	1	情報発信や、セミナー等の開催周知方法については、SNSや地域メディアの活用など強化を図る。	人権・男女共同参画課
6	3	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する情報を収集し、公共施設での配架やSNSでの発信等、さまざまな媒体を活用して市民へ情報提供を行います。	男女共同参画に関する資料を購入し、配架します。	—	A	男女共同参画に関する資料の購入実績は、購入図書全体の予算額や関連図書の出版状況等により毎年度異なるが、継続的な選書・収集は行われており、令和7年現在1千冊程度の関連図書が収蔵されている。	特になし	2	—	図書館
7	4	男女共同参画の視点に立った情報発信	広報おだわらをはじめとする市の発行物について、男女共同参画の視点を意識し、表現等に配慮した情報発信を行います。	市広報をはじめとする全ての情報の発信にあたり、男女共同参画の視点を意識し、表現に配慮した編集を行う。	—	B	男女共同参画の視点を意識した表現等について、各課から問い合わせに対し助言等を行った。全庁的には、令和7年5月1日付けで差別的な表現や、ジェンダーに配慮した表現等について案内を実施した。	男女共同参画の視点に特化した促しはしていない。	1	市として、全庁的に男女共同参画の視点に意識した表現等に配慮するため、機会をとらえて情報共有していく。	人権・男女共同参画課 各課

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革											
施策の方向 1 男女共同参画社会実現に向けた意識啓発・普及											
施策名（2）人権意識向上に向けた取組											
区分	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
8	1	人権に関する意識啓発	人権啓発講演会や人権週間等機会を捉えた啓発イベントを開催し、人権意識の向上を図ります。	①「人権を考える講演会」を開催する。 ②「人権メッセージパネル展」を開催する。	①100人	B	人権を考える講演会は毎年、講演会のテーマとする人権課題を変えながら、市民を対象としたイベント企画を検討・実施した。人権メッセージパネル展示については、人権週間（12/4～12/10）にあわせ、本市で希望した著名名人の人権メッセージパネルを神奈川県から借用し、小田原市役所でパネル展示を行った。	人権を考える講演会は参加者の年代に偏りがあるため、より幅広い年代に参加してもらうための工夫が必要である。 人権メッセージパネルは現在小田原市役所でのみ展示しているため、より多くの市民の目に触れる展示会場等を検討していく必要がある。	2	人権を考える講演会は庁内関係課への打診により、関係団体等への周知協力を得られているが、さらに様々な年代の市民の参加を促すため、他課イベント時に周知協力依頼をする等、その年のテーマにあわせた周知方法の工夫を行う。また、実施日時・時期やオンライン配信等について研究し、市民が参加しやすい講演会について検討していく。人権メッセージパネルについては、借用した展示パネル以外にも、人権問題に関する説明パネル等を作成し、有名人からのメッセージと合わせて人権問題についても啓発し、人権意識を高める。具体的な事業実施方法について検討する。	人権・男女共同参画課
9	2	市民相談体制の充実	人権擁護相談や法律相談などの各種専門家による特別相談窓口を設置し、市民がニーズに合わせて安心して相談できる体制を整えます。	人権擁護相談や法律相談などの各種専門家による特別相談を実施する。	延べ（実施）回数 411回	B	・特別相談については、年間計画に基づき、事前予約制により人権擁護相談、法律相談など8項目の専門相談を実施している。 ・年間の延べ相談受理件数（特別相談の合計数）については、毎年度、概ね目標とする相談件数を達成している。	・各種特別相談の実施に当たっては、市民が必要とする相談内容に偏りがあり、相談項目ごとの相談件数に差が生じている。	2	引き続きニーズに合わせた相談体制を維持していく。	地域安全課
10	3	市職員への研修	人権尊重の意識啓発のための職員研修を実施するとともに、県や各種団体が開催する人権啓発講演会等に職員を派遣し、人権意識の向上を図ります。	階層別職員研修で「人権・男女共同参画」について実施。	—	A	階層別職員研修での実施については、新採用職員、主事昇任試験受験者、新任監督者に対して確実に研修を行っていくことが事業の目的であり、増やしていくことが成果目標ではないが、研修は予定通りに実施できている。	特になし	2	—	職員課
11	3	市職員への研修	人権尊重の意識啓発のための職員研修を実施するとともに、県や各種団体が開催する人権啓発講演会等に職員を派遣し、人権意識の向上を図ります。	県・各種団体主催の各種人権教室に関係課職員を派遣する。	延べ50人	A	また、県・各種団体主催の各種人権教室に関係職員を派遣することについては、所管課である人権・男女共同参画課と協力して開催しており、引き続きより多くの職員が受講できるよう実施していく。	特になし		—	職員課 人権・男女共同参画課
12	4	市職員のハラスメント防止の促進	ハラスメント防止に関する規定の整備と職員向けに理解促進のための研修を実施します。	課長級以上の職員に対して、ハラスメント防止に関する研修を実施する。	—	A	令和6年度から新たに、ハラスメントの未然発生防止のために「インシビリティ研修」を実施し、課長級以上の全職員に対して、自身の言動に対する部下への影響を理解させる研修を実施している。	受講職員の職位の拡大の検討が必要	2	新任課長職員に加え、副課長級職員に対しての研修実施を検討する。	コンプライアンス推進課
13	4	市職員のハラスメント防止の促進	ハラスメント防止に関する規定の整備と職員向けに理解促進のための研修を実施します。	部内全員に対し、外部講師を招いてハラスメント防止に関する研修を実施し、ハラスメントを許さない職場意識を醸成する。（令和5、6年度）	全職員の研修受講（休職中の職員は別途対応）	A	部内全員に対し、外部講師を招いてハラスメント防止に関する研修を実施し、ハラスメントを許さない職場意識を醸成する。（令和5、6年度）	令和5・6年度には全職員（休職中の職員は別途対応）を対象に研修を実施し、ハラスメント防止への理解を深めた。2年間で全職員への研修を完了し、一定の意識啓発の成果が確認されている。現在は、外部講師による研修や内部研修を継続的に実施し、職員が定期的に知識を深める機会を提供することで、ハラスメントを防ぐ意識の維持と向上に努めている。	2	これまでの成果を基盤としながら、人権意識の向上とハラスメント防止に向けた取り組みをさらに深化させていく。	消防総務課

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革												
施策の方向Ⅱ 男女共同参画社会実現のための学校教育の充実												
施策名（１） 学校における男女共同参画に関する教育の充実												
実施年度	取組内容			実施事業概要		成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
14	1	進路指導の充実	生徒が固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できるよう指導します。	各中学校において、系統的・計画的な進路指導の充実が図られるよう、必要な情報や資料を収集し、提供する。		—	B	進路指導においては適宜資料等を学校に提供している。 教職員を対象に人権教育研修会を年３回実施している。	多様な人権課題について、多くの教職員が意識を高めていく必要がある。	2	多様な人権課題について、偏りなく研修を行うなど、人権教育を推進していく。	教育指導課
15	2	教職員への研修	学校教育や進路指導等の場で男女平等に関する教育を進めるため、教職員に対して研修を行います。	教職員を対象に、女性の人権を含む13の人権問題をテーマに人権教育研修会を実施する。		人権教育研修会 参加者数 108人						
16	3	多様な学習機会の提供	子どもや親子を対象に、子どもが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考える機会を提供します。	男女共同参画週間展において、子どもやその保護者にも興味を持ってもらえるように工夫する。		—	B	毎年、男女共同参画週間に合わせて、UMECOの多目的コーナーにて、啓発展示を実施しているが、子どもやその保護者に特化した取組はできていなかった。 4月の「若年層の性暴力被害予防月間」では、若年層とその保護者に向けて啓発展示を実施し、対象別の関連図書の紹介リーフレットを作成した。また、男女共同参画週間展では、保護者向け展示に加え、ジェンダー平等に関連する絵本や児童書を展示する等、子どもや保護者の関心を引き付ける工夫を行った。	男女共同参画週間展では、ジェンダー平等に関連する絵本や保護者向け展示を通じて関心を集めたものの、展示だけではなく、あらゆる年代の方が理解を深められるような情報提供が求められる。	2	男女共同参画週間を中心に、あらゆる機会をとらえ、また関係部署との連携を深めて、より効果的な啓発について研究し意識啓発に取り組んでいく。	人権・男女共同参画課
17	3	多様な学習機会の提供	子どもや親子を対象に、子どもが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考える機会を提供します。	小学５年生以上の児童生徒、教職員、保護者等を対象に人権教育移動教室を実施するほか、各教科・活動を通じて他者の人権を尊重し人権の問題について自ら考え行動できる態度を育成する。		人権教育移動教室 実施校数 6校	B	児童生徒に対して学校の要望に応じて、毎年人権移動教室を実施している。	多様な人権課題について、多くの教職員が意識を高めていく必要がある。	2	多様な人権課題について、偏りなく研修を行うなど、人権教育を推進していく。	教育指導課

基本方針1 男女共同参画社会実現のための意識改革												
施策の方向2 男女共同参画社会実現のための学校教育の充実												
施策名(2) 学校における人権尊重と性への理解促進のための取組												
実施年度	取組内容			実施事業概要		成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性(記述欄)	所管課等
18	1	人権教育の推進	各学校で人権教育の推進に関する計画を作成し、子どもの成長段階に応じた教育ができるよう努めます。	各学校において、人権教育推進計画を作成し、子どもの発達段階に応じた適切な人権教育を実施するとともに、教育委員会は各学校からの報告に基づき、その実施状況を把握します。		—	B	各学校から提出される人権教育推進計画により、各学校の人権教育の実施状況を把握した。	引き続き、各校での人権教育を推進していく。	2	引き続き、各校での人権教育を推進していく。	教育指導課
19	2	児童・生徒に対する健康教育の充実	小中学生の性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるため、学習指導要領に即した健康教育を計画的に進めます。	各学校において学習指導要領の内容に即した健康教育を計画的に実施するよう指導するとともに、必要な情報を提供する。		—	B	保健体育の授業で扱うほか、外部講師を招いた薬物乱用防止教室等を行うなど、各学校の実状に応じて取り組んだ。	児童生徒の健康教育については、授業を中心としながら、必要に応じて外部講師を招くなどの取組を今後も充実させていきたい。	2	特になし	教育指導課
20	3	性教育に関する理解促進	中学生や保護者を対象に講演会等を開催し、性に関する正しい知識の習得や理解促進を図ります。	医師・助産師などを講師に迎え、市内全中学校で生命の大切さや妊娠と出産、性暴力、ジェンダー、性感染症などの性の知識を習得するための講演会を開催予定。		11校 (市立中学校全校)	A	市立中学校11校全てにおいて、性教育講演会を実施した。 講演内容は性の多様性や生命の大切さから、妊娠、出産、性感染症、性暴力、デートDV、LGBTQ+等、多岐にわたるが、各学校の生徒の特長や課題を踏まえた内容により講師を選定し、講演会を開催した。 講演会を通じ、人権の尊重と性への理解を深めるための取り組みが実施できた。	社会情勢に合った性教育を、様々な視点から講演会という形で実施しているところであるが、講演会は年に各学校で1回の実施であり、多くの内容を伝えるには時間的に限界がある。	2	講演会の実施にあたっては、医師、助産師、指導主事等で構成する「性教育検討会」で検討しており、この中で引き続き、内容の精査や講師の選定、開催方法を検討し、事業の充実を図る。	保健給食課
21	4	教育委員会のセクハラ相談電話の設置	教職員の児童・生徒に対するセクハラや教職員間のセクハラについて、教育委員会に相談窓口を設け、問題の早期解決に努めます。	教育相談直通ダイヤル及び教職員セクハラ相談窓口を設置し、教育相談員等が問題の早期解決に向けて対応する。		—	B	職員向け啓発資料等を送付する際に、併せて窓口についての周知を進めていく。	教職員セクハラ相談窓口の担当の職員は元教員であるため、知っている関係だと相談しにくい可能性もある。また、窓口職員の性別によって相談しにくいケースも考えられるため、場合によっては担当以外の職員が対応できるように努めていく必要がある。	2	児童生徒の健康教育については、授業を中心としながら、必要に応じて外部講師を招くなどの取組を今後も充実させていきたい。 職員向け啓発資料等を送付する際に、併せて窓口についての周知を進めていく。	教育指導課

基本方針Ⅱ　さまざまな分野における男女共同参画の促進											
施策の方向１　政策・方針決定過程への女性の積極的参画											
施策名（１）　審議会等委員への女性参画の促進（重点項目）											
区分	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
22	1	市の審議会等への積極的な女性参画の促進	「審議会等への女性の参画推進の指針」に基づき、積極的な取組を進めます。	指針で定める目標達成に向け、審議会等への女性委員の参画率の目標管理を実施する。	女性委員のいない審議会等をなくし、女性委員が40%を下回ることなく60%を超えることないよう編成する（指針より）	B	審議会等への女性の参画率向上については、「審議会等への女性参画推進の指針」に基づき、「政策方針決定過程への女性の積極的参画」を課題の一つとして位置づけ、女性委員の参画率が40%を下回ることなく、60%を超えることのないよう編成させるよう目標を設定している。各部署の副部長級を委員とした小田原市男女共同参画推進協議会を設置し、女性の参画についての進捗を管理した。	審議会等の女性の参画率は、目標に到達していないため、さらなる取組が必要であるが、審議会の分野によっては、選出母体の有識者を含む関係者に女性が少ない状況もあり、女性委員が0の審議会も存在するので、まずは、女性委員0の審議会をなくす必要がある。	2	審議会等への女性の参画率向上に向け、庁内組織である小田原市男女共同参画推進協議会は、推進の中心的な役割を担っているため、協議会の強化に努める。任期満了時や新規の審議会立ち上げ時に女性枠の確保や維持・増に努めるよう引き続き、働きかけていく。特に女性が参画していない審議会等を中心に、より多様な分野の方の広い視野で	人権・男女共同参画課各課
23	2	審議会等への参画の支援	子育て中の人でも、審議会等へ参画しやすいように支援します。	育児中の委員が審議会等に出席する際の託児支援を行う。（人権・男女共同参画課） 育児中の委員が出席しやすい日程調整等の配慮を行う。（各課）	託児支援 6回分（人権・男女）	A	各課から女性委員を増やすための相談があった場合には対応をした。また、託児については、本課の予算で庁内各課の審議会等の託児を希望どおり実施している。子育て中の女性が委員として活躍するための予算措置であるが、予算要求時には委員構成の状況が未定のため、年度途中で相談があることもあるが、予算の範囲内で運用可能であった。	現在、平日空室に開催される審議会等については、仕事と子育ての両面から参画が難しいという課題があるため、開催日時の設定や開催方法をオンラインにする等、柔軟な対応ができるよう検討する。 また、託児支援制度が十分に周知されていない可能性があるため、年度途中でなくても予算の残額に応じて託児支援が利用可能であることや、審議会等の委員募集時に託児利用が可能である旨の情報を掲載してもらう等、制度内容を積極的に周知する必要があると考える。	2	託児については、子育て中の方も審議会等へ参加しやすくなるよう、継続していくが、開催日時や開催方法も含わせて検討していく。	人権・男女共同参画課各課
24	3	女性の人材確保の拡充	男女共同参画推進に理解と意欲のある人の情報を収集・活用し、審議会等への女性の参画を進めます。	おだわら男女共同参画推進サポーター登録名簿を更新、整理する。	セミナー開催時にサポーター制度の周知を図り、登録数を増やす	B	サポーター登録した団体・個人に対し、男女共同参画に関する情報提供や団体間交流イベントの開催により、学びの機会とサポーター同士との連携を深めている機会を提供している。	サポーター登録制度については、制度自体が新たなフェーズを考える時期にきていると言える。	2	サポーター登録制度は今後の方向性について検討し、事業の今後について具体的に進めていく。	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅱ　さまざまな分野における男女共同参画の促進											
施策の方向 1　政策・方針決定過程への女性の積極的参画											
施策名（2）　市内事業等における政策・方針決定過程への女性参画拡大											
区別	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
25	1	市内事業所等における女性活躍の理解促進	市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性活躍推進についての理解を促進します。	女性活躍推進セミナー等を開催する。	—	B	女性活躍推進の理解促進、また、女性自身のキャリア形成支援のための各種セミナー、講演会を開催した。また、テーマに応じて対象を明確に絞って開催した。 講演会では、神奈川県立かながわ男女共同参画センターやハローワーク小田原、小田原箱根商工会議所と連携し、対象を広域として実施した。企業側が講演会を社内研修に充てるなど意識啓発に寄与した。 女性活躍推進優良企業認定制度を活用した女性活躍推進については、女性活躍推進アドバイザーを希望する企業へ派遣し、専門的知見から課題解決に向けての取組のきっかけをつくり、小田原しエールの新規申請または、ステージアップへつなげた。しかし、希望する企業が少なく、アドバイザー派遣事業が有効に活用できたとはいきれない。	参加が特定の企業や、人に偏る面も見られた。 また、設定したテーマが、企業側にとっては必ずしも課題感を持っているものではない場合もあった。また、単発での事業のため、長期にわたる伴奏ではないので企業により、課題や、参加しやすい日程が同じでないの、企画段階でニーズをキャッチすることが難しい。	2	企業の現状と課題について把握するよう努め、ニーズに合ったテーマ設定、日程設定が必要である。また、参加者が女性活躍推進について理解を深め、気づきを得るだけでなく日常の行動変容へとつなげるため、セミナーの内容が蓄積されていくような仕組みについて研究をしていく。	人権・男女共同参画課
26	1	市内事業所等における女性活躍の理解促進	市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性活躍推進についての理解を促進します。	関係機関が実施しているセミナーのPR等を行うことで、女性活躍の理解が促進されるよう、相互連携・協力する。	—	A	関係機関との共催で、労働に関する最新情報を知ることができる労働講座を毎年開催した。	特になし	2	引き続き、関係機関との共催で、労働に関する最新情報を知ることができる労働講座を開催していく。	産業政策課

27	2	女性活躍推進優良企業認定制度（小田原しエール）の運用による女性活躍推進	女性活躍推進優良企業認定制度を着実に運用することにより、市内事業所の女性活躍推進への取組を促進します。	小田原しエールの新規認定及び更新認定の支援をする。希望する企業に女性活躍推進アドバイザーを派遣する。	—	B	女性活躍推進優良企業認定制度を活用した女性活躍推進については、女性活躍推進アドバイザーを希望する企業へ派遣し、専門的知見から課題解決に向けての取組のきっかけをつくり、小田原しエールの新規申請または、ステージアップへつなげた。しかし、希望する企業が少なく、アドバイザー派遣事業が有効に活用できたとはいきれない。	女性活躍推進アドバイザーを希望するが少なく、アドバイザー派遣事業の制度の周知方法や内容に工夫が必要である。	2	アドバイザー派遣については、支援メニューを明確化するなど、事業の組み立てについて研究をしていく。さらに、制度についての周知を強化していく。	人権・男女共同参画課
28	3	市内事業所等における女性のキャリア形成支援	市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性のキャリア形成の支援をします。	女性活躍推進セミナー等を開催する。（再掲）	—	B	女性活躍推進の理解促進、また、女性自身のキャリア形成支援のための各種セミナー、講演会を開催した。また、テーマに応じて対象を明確に絞って開催した。講演会では、神奈川県立かながわ男女共同参画センターやハローワーク小田原、小田原箱根商工会議所と連携し、対象を広域として実施したが、企業側では本講演会を社内研修に充てるなど意識啓発に寄与した。女性活躍推進優良企業認定制度を活用した女性活躍推進については、女性活躍推進アドバイザーを希望する企業へ派遣し、専門的知見から課題解決に向けての取組のきっかけをつくり、小田原しエールの新規申請または、ステージアップへつなげた。しかし、希望する企業が少なく、アドバイザー派遣事業が有効に活用できたとはいきれない。	参加が特定の企業や、人に偏る場面も見られた。また、設定したテーマが、企業側にとっては必ずしも課題感を持っているものではない場合もあった。また、単発での事業のため、長期にわたる伴業ではないので企業により、課題や、参加しやすい日程が同じでないため、企画段階でニーズをキャッチすることが難しい。	2	企業の現状と課題について把握するよう努め、ニーズに合ったテーマ設定、日程設定が必要である。また、参加者が女性活躍推進について理解を深め、気づきを得るだけでなく日常の行動変容へとつなげるため、セミナーの内容が蓄積されていくような仕組みについて研究をしていく。	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅱ　さまざまな分野における男女共同参画の促進											
施策の方向 1　政策・方針決定過程への女性の積極的参画											
施策名（3）　市役所における政策・方針決定過程への女性参画拡大											
区別	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
29	1	女性職員の管理職等への登用促進	女性活躍推進法における「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職等への登用を促進します。	女性職員の昇任希望率達成のため、管理職との座談会、クロスメンター、予算・議会の実務研修を実施する。	1回 参加人数70人	A	女性職員の昇任希望率達成のため、管理職との座談会、クロスメンター、予算・議会の実務研修を実施した結果、女性職員の昇任希望率は主査級70.8%、副課長級73.3%まで上昇しました（令和6年度）。	特になし	2	—	職員課
30	2	女性職員のキャリア形成支援	研修等の充実、相談体制の整備などにより、女性職員のキャリア形成支援を促進します。	キャリア開発シートの見直しやクロスメンターの実施等を行うことで、自身のキャリア形成について考える機会を創出する。	—		キャリアデザインシートに昇任希望を記載する欄を設けるほか、クロスメンターを実施し、自身のキャリア形成について考える機会を設けました。	特になし	2	—	職員課
31	2	女性職員のキャリア形成支援	研修等の充実、相談体制の整備などにより、女性職員のキャリア形成支援を促進します。	女性消防吏員に限定したクロスメンター制度の実施により、女性職員のキャリア形成、ライフプランニングを支援し、消防業務における女性活躍を推進する。（令和6年度～）	女性消防吏員の制度利用率100%	A	拝命2年目の女性消防吏員全員がクロスメンター制度を利用しており、拝命4年目から主任職までの希望者にも実施した。制度利用率100%を達成し、先輩職員との情報交換を通じてキャリア形成やライフプランニングが進められている。	様々な制度を利用した女性消防吏員のライフプランを後押し。	2	今後も制度利用率100%を継続し、女性職員の活躍推進を進めていく。	消防総務課
32	3	適正な人事配置と職域拡大	職員の能力や適性が十分に発揮できるよう、性別を問わない人事配置と職域拡大を図ります。	職員の適性やキャリア等を考慮しながら適材適所の人事配置を図っていく。	1回 参加人数70人（再掲）	A	職員の人事配置については、職員の適性やキャリア等を考慮し、適材適所の人事配置を図りました。	特になし	2	—	職員課

基本方針Ⅱ　さまざまな分野における男女共同参画の促進											
施策の方向２　地域における男女共同参画の促進											
施策名（１）　地域団体等における男女共同参画の促進											
区別	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
33	1	地域団体等における方針決定過程への女性登用の促進	地域における男女共同参画への理解促進と、地域団体等における役職等への女性登用を促進します。	機会を捉えて意識啓発を行う。	自治会長に占める女性の割合　10%	C	・女性の自治会長の割合は、４年前と変わっていない。	・自治会組織は、任意団体であることから、各地区の実情に応じて、会長職が選出されている。	2	・249単位自治会長をもって組織する自治会総連合の事務局としては、自治会長のハンドブックに記載する自治会総連合の目標と事業計画に、「女性活躍の推進」「役員への女性の積極的な登用」の記載を総会で語り、目標を達成できるようにする。	人権・男女共同参画課 地域政策課
34	2	地域活動、市民活動等への男女共同参画の促進	自治会活動や市民活動等に対し、男女共同参画に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。	機会を捉えて意識啓発を行う。	—	B	・市民活動等においては、市民交流センター内での人権啓発の常設展示スペースの更新や、男女共同参画に関するイベント開催について、指定管理者と人権・男女共同参画課と協議の上展開している。	・地域コミュニティも同様に委員の互選で役員を選出している。	2		人権・男女共同参画課 地域政策課

基本方針Ⅱ　さまざまな分野における男女共同参画の促進											
施策の方向２　地域における男女共同参画の促進											
施策名（２）　防災、災害対策の場における男女共同参画の促進											
実施年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
35	1	地域防災・災害対策への男女共同参画の視点の反映	地域の自主防災組織等に男女共同参画の視点の反映と、女性の参画を促進し、多様な価値観を取り入れた地域防災の充実を図ります。	機会を捉えて意識啓発を行う。	—	B	広域避難所運営委員会の女性委員の比率を高めるとともに、女性配備職員の任命とあわせ、防災・災害対策の場における女性参画を推進している。 女性委員の意見等も参考に、広域避難所の運営において、女性視点の反映に努めており、避難所生活での授乳や着替え等のプライバシー確保のため、避難者用テントの備蓄を進めるなどした。	広域避難所運営委員会の女性委員について、各委員会にて推奨しているが、自治会等などの役職で任命されていることもあり、なかなか比率が上がりにくくなっている。	2	今後も、広域避難所運営委員会の委員に女性の推薦を依頼し、女性の参画を促進する。また、防災・災害対策において、女性委員や女性配備職員の意見を聴取し、より良い避難所運営となるよう、多様な価値観を取り入れていく。	防災対策課
36	2	消防団への女性参画の促進	地域で活動する消防団への理解促進を図り、性別を問わず、参画拡充に向けての取組を推進します。	火災予防運動や防災訓練、応急手当普及活動の際に広報活動を行う。また、女性分団だけでなく、希望に応じて、地域分団へ入団・移籍できるように支援する。	広報活動を２回以上実施	B	女性分団にあっては、日頃の広報活動等に加え、全国女性消防操法大会に神奈川県代表として出場し、女性消防団員の活躍を広く市民に周知し、女性の入団を促す活動ができた。 また、地域の分団に所属する女性消防団員にあっては、男性団員と同様に災害対応や巡回広報を行うなど、女性の活動の場を広げることができた。	待機宿舎にあっては、女性用の更衣室やトイレが設けられているところが少ない。	1	女性消防団員が幅広く活動できる仕組みを検討していくほか、女性が利用できる更衣室やトイレなどの施設を順次設けるなど、環境を整えていく。	消防課

基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画社会の推進（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画）											
施策の方向 1 働く場における女性の活躍推進											
施策名（１） 市内事業所における女性活躍の推進（重点項目）											
実施年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
37	1	市内事業所等における女性活躍の理解促進（再掲）	市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性活躍推進についての理解を促進します。	女性活躍推進セミナー等を開催する。（再掲）	1回 参加人数70人（再掲）	B	市内事業所における女性活躍推進の理解促進、また、女性自身のキャリア形成支援のための各種セミナー、講演会を開催した。また、テーマに応じて対象を明確に絞って開催した。講演会では、神奈川県立かながわ男女共同参画センターやハローワーク小田原、小田原箱根商工会議所と連携し、対象を広域として実施したが、企業側では本講演会を社内研修に充てるなど意識啓発に寄与した。	参加が特定の企業や、人に偏る場面も見られた。 また、設定したテーマが、企業側にとっては必ずしも課題感を持っているものではない場合もあった。また、単発での事業のため、長期にわたる伴奏ではないので企業により、課題や、参加しやすい日程が同じでない、企画段階でニーズをキャッチすることが難しい。	2	企業の現状と課題について把握するよう努め、ニーズに合ったテーマ設定、日程設定が必要である。また、参加者が女性活躍推進について理解を深め、気づきを得るだけでなく日常の行動変容へとつなげるため、セミナーの内容が蓄積されていくような仕組みについて研究をしていく。	人権・男女共同参画課
38	1	市内事業所等における女性活躍の理解促進（再掲）	市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性活躍推進についての理解を促進します。	関係機関が実施しているセミナーのPRを行うことで、女性活躍の理解が促進されるよう、相互連携・協力する。（再掲）	—	A	関係機関、庁内関係部署、国や県から送付されるセミナーや情報を関係各所に配架し周知した。	特になし	2	関係機関、庁内関係部署、国や県から送付されるセミナーや情報を関係各所に配架し周知していく。	産業政策課
39	2	女性活躍推進事業認定制度（小田原Lエール）の運用による女性活躍推進（再掲）	女性活躍推進優良企業認定制度を着実に運用することにより、市内事業所の女性活躍推進への取組を促進します。	小田原Lエールの新規認定及び更新認定の支援をする。希望する企業に女性活躍推進アドバイザーを派遣する。（再掲）	—	B	女性活躍推進優良企業認定制度を活用した女性活躍推進については、女性活躍推進アドバイザーを希望する企業へ派遣し、専門的知見から課題解決に向けての取組のきっかけをつくり、小田原Lエールの新規申請または、ステージアップへつなげた。しかし、希望する企業が少なく、アドバイザー派遣事業が有効に活用できたとはいきれない。	女性活躍推進アドバイザーを希望するが少なく、アドバイザー派遣事業の制度の周知方法や内容に工夫が必要である。	2	アドバイザー派遣については、支援メニューを明確化するなど、事業の組み立てについて研究をしていく。さらに、制度についての周知を強化していく。	人権・男女共同参画課
40	3	女性活躍を推進する事業所増加のための取組	女性活躍推進に取り組んでいる事業者の受注機会を増大するように取り組みます。	当市発注工事におけるインセンティブ発注の評価項目において、「若手・女性技術者を登用している者」を要件の一つに設定して実施する。	—	B	令和4年度は実施事業として、「当市発注工事におけるインセンティブ発注の評価項目において、「若手・女性技術者を登用している者」を要件の一つに設定して実施する。」を掲げ、目標は設定しなかったが、インセンティブが案件20件中8件で実施した。 令和5年度から目標を設定し、10件を目標とし、8件実施した。令和6年度は8件を目標とし、3件実施した。令和7年度は3件を目標とし、現時点では2件実施した。	特になし	2	—	契約検査課

41	4	市内事業所等における女性のキャリア形成支援（再掲）	市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性のキャリア形成の支援をします。	女性活躍推進セミナー等を開催する。（再掲）	1回 参加人数70人（再掲）	B	市内事業所における女性活躍推進の理解促進、また、女性自身のキャリア形成支援のための各種セミナー、講演会を開催した。また、テーマに応じて対象を明確に絞って開催した。講演会では、神奈川県立かながわ男女共同参画センターやハローワーク小田原、小田原箱根商工会議所と連携し、対象を広域として実施したが、企業側では本講演会を社内研修に充てるなど意識啓発に寄与した。	参加が特定の企業や、人に偏る場面も見られた。また、設定したテーマが、企業側にとっては必ずしも課題感を持っているものではない場合もあった。また、単発での事業のため、長期にわたる伴奏ではないので企業により、課題や、参加しやすい日程が同じでないで、企画段階でニーズをキャッチすることが難しい。	2	企業の現状と課題について把握するよう努め、ニーズに合ったテーマ設定、日程設定が必要である。また、参加者が女性活躍推進について理解を深め、気づきを得るだけでなく日常の行動変容へとつなげるため、セミナーの内容が蓄積されていくような仕組みについて研究をしている。	人権・男女共同参画課
42	5	市内事業所におけるネットワーク構築への支援	女性活躍推進優良企業やその他の市内事業所における女性活躍推進に関する情報、ロールモデルの共有など、ネットワーク構築への支援を実施します。	市内事業所間の女性社員の情報・意見交換の場として交流会を開催する。	1回	A	企業間交流として、年に2回程度開催した。テーマごとに、対象をわけ自社以外に仲間やロールモデルを見つける機会となった。	企業間交流として、年に2回程度開催した。テーマごとに、対象をわけ自社以外に仲間やロールモデルを見つける機会となった。また、拡大版として男性が参加できる回や、専門テーマで企業と連携をして開催した回もあった。	2	女性活躍推進における成功事例などをほかの企業にも広められるよう、企業間の連携や交流促進を促進する。	人権・男女共同参画課
43	5	市内事業所におけるネットワーク構築への支援	女性活躍推進優良企業やその他の市内事業所における女性活躍推進に関する情報、ロールモデルの共有など、ネットワーク構築への支援を実施します。	機会を捉えて、女性活躍推進優良企業とおだわらSDGsパートナー、おだわらイノベーションラボ利用登録企業・団体との交流会などを行い、ロールモデルの共有などを行う場を設ける。	—	B	女性活躍の推進拠点であるおだわらイノベーションラボでは、異業種やさまざまな働き方をする女性が集い、新しい視点や考え方に会おうことを目的としたイベント「はたらく女子会@ラボ」を、人権・男女共同参画課と共催で、これまで9回開催。小田原Lエール認定企業やおだわらSDGsパートナーなどの女性を中心に、多くの方が参加した。本市が包括連携協定を締結する企業とコラボした企画をはじめ、さまざまなテーマで交流し、情報・意見交換、ロールモデルの共有などを行うことで、市内事業所におけるネットワークの構築を図り、女性の活躍を推進した。また、小田原Lエール認定企業が、おだわらイノベーションラボでワークショップなどさまざまな取組を展開したり、おだわらイノベーションラボで開催されるイベントなどに参加したりすることで、さらなる連携が生まれ、女性活躍の推進に寄与したものと考える。	有益な取組であり、多くの方々に参加していただきたいため、これまでの声や意見、感想を集約し、参加者がより興味を持つテーマの設定などに努めていく。	3	おだわらイノベーションラボの廃止、組織・機構や事務分掌の見直しに伴い、当該の女性活躍に係る事務は移管されるが、おだわらSDGsパートナーへの周知、情報提供等については、引き続き、人権・男女共同参画課と連携していく。	政策調整課
44	5	市内事業所におけるネットワーク構築への支援	女性活躍推進優良企業やその他の市内事業所における女性活躍推進に関する情報、ロールモデルの共有など、ネットワーク構築への支援を実施します。	庁内関係部署から送付される情報を配架するなど、連携・協力する。	—	A	庁内関係部署から送付される情報を配架するなど、連携協力した。	特になし	2	関係機関、庁内関係部署、国や県から送付されるセミナーや情報を関係各所に配架し周知していく。	産業政策課
45	6	職場におけるハラスメント防止のための啓発	各種ハラスメントの防止に向け、事業所等に啓発を行います。	機会を捉えて意識啓発、情報提供を行う。	—	B	拡大版として男性が参加できる回や、専門テーマで企業と連携をして開催した回もあった。セミナーや、資料提供など機会を捉えてハラスメント対策をはじめ、働きやすい環境について情報提供をした。	小規模な事業所には、先進的な取組をしている事業所の取組を紹介し、情報提供を行い、支援していく必要がある。	2	引き続き、機会を捉えて市内事業所における女性活躍の推進を支援していく。	人権・男女共同参画課
46	6	職場におけるハラスメント防止のための啓発	各種ハラスメントの防止に向け、事業所等に啓発を行います。	国や県から送付される情報を関係各所に配架するなど周知を図る。	—	A	関係機関、庁内関係部署、国や県から送付されるセミナーや情報を関係各所に配架し周知した。	特になし	2	関係機関、庁内関係部署、国や県から送付されるセミナーや情報を関係各所に配架し周知していく。	産業政策課
47	7	誰もが働きやすい職場環境の整備への支援についての検討	市内事業所が、誰もが働きやすい職場環境を整備する際の支援について、関連課が連携し検討を進めます。	関連課と連携し検討を進める。	—	B	拡大版として男性が参加できる回や、専門テーマで企業と連携をして開催した回もあった。セミナーや、資料提供など機会を捉えてハラスメント対策をはじめ、働きやすい環境について情報提供をした。	産業政策課や政策調整課と情報共有を図るに留まっている。	2	引き続き、機会を捉えて市内事業所における女性活躍の推進を支援していく。	人権・男女共同参画課各課

基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画社会の推進（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画）											
施策の方向 1 働く場における女性の活躍推進											
施策名（2） 市役所における女性活躍の推進											
期別	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
48	1	特定事業主行動計画の確実な遂行	女性活躍推進プロデューサーを民間から登用するなど、組織全体で継続的に特定事業主行動計画に基づき取組を推進します。	令和4年度も引き続き女性活躍推進プロデューサーを登用し、特定事業主行動計画の目標達成のため施策を展開していく。	女性の主査級・副課長級昇任希望率80% 年休取得日数15日以上 男性の育児休業取得率30%	A	令和5年度まで女性活躍推進プロデューサーを登用し、その経験を踏まえて令和6年度以降は職員により、特定事業主行動計画の目標達成のための施策を展開した。	特になし	2	—	職員課
49	2	男女ともに活躍推進のための意識醸成	職員全員がその能力を活かし、やりがいをもって仕事に取り組めるようワーク・ライフ・バランスを推進し、また、女性活躍推進の重要性を理解するための、研修等を開催します。	令和3年度に女性活躍推進チームを立ち上げ、「誰もが働きやすい職場」へ小田原市役所が進化するため、ビジョンを作成しポスターで周知を図っている。また、年次休暇取得促進についての通知を发出し取得促進を促すほか、男性の育児休業取得を促進するため制度説明会を実施し誰もが働きやすい職場環境に努めている。	女性の主査級・副課長級昇任希望率80% 年休取得日数15日以上 男性の育児休業取得率30%	A	女性活躍推進チームでは、「誰もが働きやすい職場」を目指し、年次休暇取得促進についての通知を发出し取得促進を促すほか、男性の育児休業取得を促進するため制度説明を実施し誰もが働きやすい職場環境の実現に努めた。	特になし	2	—	職員課
50	3	ハラスメントのない職場づくり	ハラスメントのない職場づくりに向けて、職員向けの啓発セミナーや相談窓口を開設します。	ハラスメントの外部相談窓口を設置するほか、新採用職員、昇任職員、管理監督者に対し効果的に研修を実施する。	—	A	・令和5年度から新たな外部相談窓口体制としてハラスメント対応相談員とハラスメントホットラインを設置するとともに、令和6年度からハラスメント対応相談員を1名増員するなどし、職員が安心して相談しやすい環境を整えている。 ・また、ハラスメントに対する理解を深めるため、新採用職員や、管理職を含めた昇格者に対し研修を実施した。	・令和7年度は相談件数が減少していることから、外部相談窓口の開設日の検討が必要	2	・ハラスメント対策としては、令和7年度の体制を基本としつつ、外部相談窓口の開設日の調整を行う。	コンプライアンス推進課
51	4	誰もが働きやすい職場環境の整備	誰もが働きやすい職場環境の整備に努めます。	在宅勤務やフレックスなどを活用し誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。	—	A	在宅勤務やフレックスなどを活用できるよう、制度周知に努めた。	特になし	2	—	職員課
52	4	誰もが働きやすい職場環境の整備	誰もが働きやすい職場環境の整備に努めます。	今年度から新たな委託業者と契約したため、その委託業者と連携し、引き続き民間事業者のノウハウを活用した効率的な保育所運営を行う。	—	A	毎月第3火曜日の午後に予約制で診療を行った。	特になし	2	—	市立病院経営管理課

基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画社会の推進（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画）											
施策の方向1 働く場における女性の活躍推進											
施策名（3） 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援											
期別	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
53	1	女性のキャリア形成支援事業の実施	ライフステージに応じた女性の自立と自己実現に向けて、就職・再就職やキャリアアップなどのキャリア形成を支援する講座等を開催するとともに、必要な情報提供を行います。	女性活躍推進セミナー等を開催する。	1回 参加人数70人（再掲）	B	女性活躍推進の理解促進や女性自身のキャリア形成支援のための各種セミナー、講演会を開催した。また、テーマに応じて対象を明確に絞って開催した。	セミナーのテーマによっては、参加者が少ない回もあった。テーマ設定や、開催日程など、ニーズをしっかりと把握することが必要である。	2	—	人権・男女共同参画課
54	2	女性の起業及び起業家に向けた支援	女性が起業する際に必要な情報の提供や、起業に向けてのセミナーの開催、また、協働や事業委託等を通して必要な支援を行います。	UMECO掲示板等の活用など、情報提供を実施する。 起業に向けてのセミナー等を開催する。	—	B	起業を目指す女性を対象に、セミナーや交流会を開催した。また、UMECOの掲示板等を活用し近隣市町村や県などが主催するイベント等についての起業に向けたセミナー等の情報提供を行ったほか、専門家を講師としたセミナーを開催した。		2	—	人権・男女共同参画課
55	2	女性の起業及び起業家に向けた支援	女性が起業する際に必要な情報の提供や、起業に向けてのセミナーの開催、また、協働や事業委託等を通して必要な支援を行います。	小田原箱根商工会議所が、5月から全6回の講座で開催している「小田原箱根起業スクール」では、起業のための基礎知識からビジネスプランの作成まで、男女問わず幅広く学べる内容となっており、参加者募集の周知等を図っている。	参加者40名	A	市公式Youtubeチャンネルや広報小田原等を活用し、「小田原・箱根起業スクール」の参加者募集の周知を行った。	特になし	2	引き続き、市が有する広報媒体を活用し、参加者募集の周知を図っていく。	産業政策課
56	3	女性のキャリア相談の実施	女性のキャリア全般にかかわる相談を受ける窓口を運営し、女性がライフステージに応じ望む形で働くことを支援します。	相談窓口の周知について強化する。 女性のためのキャリア相談を実施する。	相談件数30件/年	A	再就職やキャリアアップ等働き方等に関する不安の解消など仕事に関する様々な悩みについて相談を受ける「女性のためのキャリア相談」を令和3年度に開設し、令和4年度からは開設日を増やした。	令和3年度に新設して「女性のためのキャリア相談」については、少しずつ利用者は増えているものの、まだまだ窓口の認知度が低い。	2	キャリア相談については様々な機会を捉え周知を拡充する。	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画社会の推進（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画）											
施策の方向2 ワーク・ライフバランスの実現に向けた取組											
施策名（１） 仕事と生活の両立に向けた意識改革											
実施年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
57	1	ワーク・ライフ・バランス実現のための意識改革の促進	市内事業所などに対し講座等を通して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての意識改革や啓発等を行います。また、働く個人、又は働こうとしている個人に対しても意識啓発等を実施します。	女性活躍推進セミナー等を開催する。（再掲）機会をとらえ啓発のための情報発信を実施する。	1回 参加人数70人（再掲）	B	女性活躍推進の理解促進、また、女性自身のキャリア形成支援のための各種セミナー、講演会を開催した。また、テーマに応じて対象を明確に絞って開催した。 講演会では、神奈川県立かながわ男女共同参画センターやハローワーク小田原、小田原箱根商工会議所と連携し、対象を広域として実施したが、企業側では本講演会を社内研修に充てるなど意識啓発に寄与した。 女性活躍推進優良企業認定制度を活用した女性活躍推進については、女性活躍推進アドバイザーを希望する企業へ派遣し、専門的知見から課題解決に向けての取組のきっかけをつくり、小田原Lエールの新規申請または、ステージアップへつなげた。しかし、希望する企業が少なく、アドバイザー派遣事業が有効に活用できたとはいきれない。	参加が特定の企業や、人に偏る場面も見られた。 また、設定したテーマが、企業側にとっては必ずしも課題感を持っているものではない場合もあった。また、単発での事業のため、長期にわたる伴奏ではないので企業により、課題や、参加しやすい日程が同じでないで、企画段階でニーズをキャッチすることが難しい。	2	企業の現状と課題について把握するよう努め、ニーズに合ったテーマ設定、日程設定が必要である。また、参加者が女性活躍推進について理解を深め、気づきを得るだけでなく日常の行動変容へとつなげるため、セミナーの内容が蓄積されていくような仕組みについて研究をしていく。	人権・男女共同参画課
58	1	ワーク・ライフ・バランス実現のための意識改革の促進	市内事業所などに対し講座等を通して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての意識改革や啓発等を行います。また、働く個人、又は働こうとしている個人に対しても意識啓発等を実施します。	年次休暇取得促進についての通知を発出し、取得促進に取り組んでいく。	—	A	年次休暇取得促進月間の設定を促したほか、国民の祝日や年末年始等の連続休暇の取得を促進するよう通知を発出するなど、取得促進に取り組んだことにより、年次休暇の平均取得日数は年々増加している。（令和6年度14.4日）。	特になし	2	—	職員課
59	1	ワーク・ライフ・バランス実現のための意識改革の促進	市内事業所などに対し講座等を通して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての意識改革や啓発等を行います。また、働く個人、又は働こうとしている個人に対しても意識啓発等を実施します。	関係機関との共催により、労働問題に関する情報提供の機会として講座を開催し、啓発を図る。	年1回	A	関係機関との共催で、労働に関する最新情報を知ることができる労働講座を毎年開催した。	特になし	2	引き続き、関係機関との共催で、労働に関する最新情報を知ることができる労働講座を開催していく。	産業政策課
60	2	男性の意識改革への取組の充実	固定的な性別役割分担意識の払しょくを促し、家事育児、地域活動へ積極的に参画するための気付きとなるセミナー等を開催、また、男性のロールモデルの紹介など、必要な情報提供を実施します。	機会を捉えて意識啓発、情報提供を行う。	—	B	女性活躍推進セミナーをはじめ、各種イベントや展示等で意識啓発を行った。企業間の交流会では、働き方について意見交換を行い自身のワークライフバランスについて考える機会を持つことができた。	市内在住、在勤の方がワークライフバランスが取れていると感じているかという現状把握が十分できていない。また、誰もが、望むワークライフバランスをとるためには、固定的性別役割分担意識の払しょく等についての理解を深めるための意識啓発が必要である	2	小田原Lエール企業等へのアンケート調査などを実施して、現状把握に努めていく。現状把握をした上で、様々な機会と手法により、引き続き意識啓発をしていく。	人権・男女共同参画課
61	2	男性の意識改革への取組の充実	固定的な性別役割分担意識の払しょくを促し、家事育児、地域活動へ積極的に参画するための気付きとなるセミナー等を開催、また、男性のロールモデルの紹介など、必要な情報提供を実施します。	パパジョブミーティングを開催し、男性の育児休業に関する意識の向上を図る。	男性の育児休業取得率30%	A	パパジョブミーティングを毎年開催し、男性の育児休業に関する意識の向上を図っており、男性職員の育児休業取得率は増加傾向にあります（令和6年度64.5%）。	特になし	2	—	職員課
62	2	男性の意識改革への取組の充実	固定的な性別役割分担意識の払しょくを促し、家事育児、地域活動へ積極的に参画するための気付きとなるセミナー等を開催、また、男性のロールモデルの紹介など、必要な情報提供を実施します。	妊娠届出時の面談やママパパ学級等の機会を通じ、必要な情報提供を行う。	—	B	妊娠された方を対象とした「ママパパ学級」は現在、ご夫婦やパートナーとともに出席し、沐浴、抱っこや調乳など様々な体験を通して、産後のイメージができるよう教室を開催し、多くの参加をいただいている。	実際に体験していただくことで、産後の子どもがいるイメージができるよう促しているが、これだけで、男性の意識改革につながっているか、また十分かは評価できていない。	2	男性にも父親として、育児を手伝うという感覚ではなく、一緒に育児をするという気持ちで、妊娠に寄り添い家族として過ごしていけるよう、今後の教室の内容等検討していきたい。	子ども若者支援課
63	2	男性の意識改革への取組の充実	固定的な性別役割分担意識の払しょくを促し、家事育児、地域活動へ積極的に参画するための気付きとなるセミナー等を開催、また、男性のロールモデルの紹介など、必要な情報提供を実施します。	子育て支援センターにて父親向けの講座及びイベントを実施し、父親の家事育児参加を促進するほか、父親同士の交流の場を提供する。	月1回以上開催	A	子育て支援センターでは、「パパデー」や「ウェルカムパパデー」、「papa'sキッチン」などを開催し、父親の家事育児参加を促進するほか、父親同士の交流の場を提供している。こうした取組の中でつながった父親同士が「小田原パパ塾」を結成し、子育てイベントを子育て支援センターと共催したり、運営協力を行ったりしている。	父親向けに特化した講座が少ない。	2	引き続き、子育て支援センターの事業を通じて、父親の家事育児参加と、父親同士の交流を促進していく。	子育て政策課

基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画社会の推進（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画）											
施策の方向 2 ワーク・ライフバランスの実現に向けた取組											
施策名（2） 仕事と生活の両立のための環境整備											
番号	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
64	1	多様な保育サービスの充実	保育を必要とする家庭の受入数の拡充等により、待機児童の解消を図り、利用者の多様なニーズに対応できる保育サービスを提供します。	多様な保育ニーズに対応するため、乳児保育、障がい児保育、一時預かり保育、病児・病後児保育などを行う民間保育所などに人件費を助成する。また、認可外保育施設に入所する児童への処遇改善などの支援を行う。	—	B	保育所等の預かりや各種サービスの実施にあたり、必要の人件費を支援することにより、保育を必要とする児童の受け皿確保に繋がるとともに、多様な保育ニーズを満たす環境が整備されていることで、保育所等を利用できない児童数は、減少傾向にある。 しかしながら、誰もが利用できる環境とはなっていないことから、引き続きの支援が必要な状況にあると捉えている。	各事業を担う保育所等で必要とする人材（保育士及び看護師等）の確保が困難になってきている状況があり、人件費の助成だけでは十分な支援に繋がっていない。	2	保育の受け皿確保、多様な保育ニーズを満たす事業の実施に必要な人件費の助成は引き続き行うとともに、それを担う人材の確保（既雇用職員の離職防止も含む）が進むための取組みを併せて行う。	保育課
65	2	多様な子育てサービスの充実	子育てにおける多様なニーズに応じた支援サービスを行うとともに、子育てに関する悩みを相談できる体制の充実を図ります。	市内4か所の子育て支援センターにおいて、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ子育て家庭に総合的な支援を行う。	4か所	A	子育て支援センターでは、子育て家庭の身近な相談相手として、子どもの成長・発達や育児の悩みのほか、障がいに関することや経済的な悩みなど多様化する相談内容に対応したり、子育てに役立つ情報や知識の提供を行ったりしている。 多様なニーズへの対応の一環として、発達に課題のある子どもの親や、医療的ケア児の保護者が集まり、交流や情報交換ができる場を設定している。	特になし	2	引き続き、利用者の声を聞きながら、身近な相談相手となるよう、よりよい子育て支援センターの運営に努める。	子育て政策課
66	2	多様な子育てサービスの充実	子育てにおける多様なニーズに応じた支援サービスを行うとともに、子育てに関する悩みを相談できる体制の充実を図ります。	子ども若者相談支援事業を実施する。	児童相談取扱状況362件	A	子育てに伴う様々な悩みについて、早期から相談できるようにすることにより、育児の負担感が過度に大きくなることを防ぐことで生活面を安定することができ、ひいては仕事との両立に繋がると考えられる。妊娠届出時及び新生児訪問時に全ての対象者に直接周知することができていることに加え、児童相談件数も増加していることから、相談環境は整ってきていると考えている。	増加した相談に対応するため、人材の確保及び相談の質の確保を行い、安定した相談体制を維持すること。	1	相談件数が増加しているため、さらなる人材確保が必要である。	子ども若者支援課
67	2	多様な子育てサービスの充実	子育てにおける多様なニーズに応じた支援サービスを行うとともに、子育てに関する悩みを相談できる体制の充実を図ります。	子どもの成長発達や子育てに関する悩み等について、子育て世代包括支援センターや妊娠届出時の面談、乳幼児健診、母子訪問などで相談・情報提供を行う。	—	A	妊娠届出を収受し、母子健康手帳を交付するときには、妊婦全員と面談し、妊娠期、出産を安心して迎えられるよう、産後の育児のイメージを促しながら、相談対応している。必要時、本人の了解のもと、医療機関とも連携を図っている。また、乳幼児健康診査もほぼ90%以上の受診率があり、未受診者も再通知や訪問、電話等で受診を促し、必要な時期の発育発達の確認を行っている。 また、不妊症や不育症の治療費の助成を行い、妊娠や出産を希望するかたの、精神的負担だけでなく、経済的負担の軽減も図っている。	支援を要する方については、行政の関わりを拒否するかたもいることから、継続支援の難しさがある。	2	同じ課内の子ども若者相談係や他機関と連携を図りながら支援継続を行っていく。	子ども若者支援課
68	3	多様な介護サービスの充実	介護における多様なニーズに応じた支援サービスを行うとともに、介護に関する悩みを相談できる体制の充実を図ります。	介護における多様なニーズに応じた支援サービスを行うとともに、介護に関する悩みを相談できる体制の充実を図る。	—	B	地域包括支援センターの運営を継続し、相談件数が増加しており、地域における認知が進んだ。 令和7年度に新たに認知症カフェが新設され、地域における認知症のかたとその家族が集まり、情報交換をする体制が促進された。 また、箱根町と共同した「おだわら・はこね家族会」を引き続き実施した。	認知症カフェは各圏域で必要な地域資源であるが、十分ではない。	2	—	高齢介護課

基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり											
施策の方向 1 多様な人々への理解促進と支援											
施策名（１） 高齢者・障がい者・ひとり親家庭等への支援											
区分	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
69	1	高齢者等への支援	高齢者が自立した生活ができるよう「おだわら高齢者福祉介護計画」等に基づき、高齢者や介護者への支援を行います。	介護サービスの受給状況を把握するとともに、高齢者が自立した生活ができるよう「おだわら高齢者福祉介護計画」等に基づき、高齢者や介護者への支援を行う。	—	B	介護サービスの受給状況を把握し、高齢者が自立した生活ができるよう「おだわら高齢者福祉介護計画」等に基づき、高齢者や介護者への支援を行った。	取組施策の内、十分でない施策については引き続き見直し・改善を行う。	2	—	高齢介護課
70	2	障がい者等への支援	「おだわら障がい者基本計画」等に基づき、障がい者の自立支援や雇用促進、介護者の負担軽減等の支援を行います。	・基幹相談支援センター等を運営する。 ・就業・生活支援センターぽけっとの運営を支援する。 ・障害福祉サービス費を給付する。	・基幹相談支援センター 延べ相談件数 390件 ・就業・生活支援センターへの登録者数 495人 ・介護給付及び訓練等給付の利用者数 2,500人	B	・基幹相談支援センターが相談支援事業所の相談支援専門員へ支援者支援として対応した令和6年度実績は276件。 ・障害者支援センターぽけっとへの登録者のうち、令和6年度就職者実績は49人。 ・障がい者の就職者数は、目標値40人に対し、令和4年度の25人、令和5年度は28人、令和6年度は39人と年々増加しており、障がい者の社会参加が進んでいる。 ・障がい福祉サービスの給付については、さまざまなサービスにおいて適正な支給決定に努めており、令和7年10月現在で介護・自立支援給付を利用している人数は、令和7年度2,109人に対し2,207人と増加している。 ・計画相談支援の利用者数は、令和7年12月時点で1,297人となり、増加傾向にある。	障がい者の就労促進のため、長期の就労継続支援利用者にに対し、令和7年度に新設された就労選択支援の利用のきっかけをつくることが課題である。	2	障がい者の社会参加に向け、地域交流の促進や事業所の地域連携を支援する。 計画相談支援の利用を促進し、就労に向けたステップアップの支援を充実させる。	障がい福祉課
71	3	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等の精神的・経済的負担を軽減するため「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さまざまな視点で支援を行います。	児童扶養手当の支給等のひとり親家庭への支援を適正に執行するほか、ひとり親家庭の自立支援を促進する制度の活用について周知を図っていく。	修了者数20件	A	児童扶養手当については、令和6年度の制度改正により、所得制限限度額の引き上げ、第3子以降の児童に係る加算額の拡充が実施されたが、これに対応し適正に執行することができている。また、ひとり親家庭の自立支援を促進する制度の活用について、機会を捉え、周知を図っている。	ひとり親家庭の自立支援について、制度の活用がすぐに就労や収入増に結び付かない事例がある。制度の拡充が進み、対象資格が多様化しているため、自立支援員が従来よりも幅広く情報を把握した上で事前相談に対応する必要がある。	2	今後もひとり親への支援を適正に執行していく。	子育て政策課
72	4	市営住宅への入居優遇	市営住宅への入居にあたり、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の優先度を高めるよう配慮します。	市営住宅入居者募集において、公開抽選で当選されなかった方に対して、住宅困窮度に応じた入居審査による選考を実施していますが、高齢者や障がい者、ひとり親家庭に対しては、得点を加算する配慮を行う。	—	A	令和5年度より入居審査において高齢者への加算項目を増やした。高齢者や障がい者、ひとり親家庭に対して、得点を加算する配慮を継続している。	—	2	—	建築課
73	新規5	犯罪被害者等への支援		「小田原市犯罪被害者支援条例」に基づき、犯罪被害者等が直面している様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言、庁内各課や関係機関等との連携調整を実施するほか、日常生活の支援、住居の支援、支援金の支給、専門相談支援等各種支援を行う。	—		・令和7年4月1日に「小田原市犯罪被害者支援条例」を施行し、条例に基づく相談・支援を開始した。 ・ホームページに犯罪被害者等支援に関する記事を掲載するとともに、広報おだわら（令和7年5月号）で特集記事を掲載し、市民に周知を図った。 ・「支援のご案内」（リーフレット）を作成し、関係機関等に配架を依頼した。 ・関係各課による庁内連絡会議を開催し、職員への周知を図るとともに研修を実施した。	—	2	引き続き、条例に基づく相談・支援を実施する。	地域安全課

基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり												
施策の方向 1 多様な人々への理解促進と支援												
施策名（2） 外国人等への支援												
実施年度	取組内容			実施事業概要		成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
74	1	外国籍住民等への言語支援	自動通訳機の活用や行政情報の多言語発信等により、言語支援が必要な方が円滑に行政サービスを受けることが出来るよう努めます。	必要とする課に自動翻訳機の貸出をする。		—	B	当課保有の自動翻訳機の貸出は、年間十数件のみの利用に留まり、まだ限られた利用状況である。	庁内へ自動翻訳機の貸し出しについて周知が不足している。	1	職員に対する自動翻訳機の使い方講習を行い、さらなる活用を図っていく。	人権・男女共同参画課各課
75	2	他自治体や支援団体等との連携	神奈川県や県内自治体との連絡会議等を活用し、外国籍住民支援における課題把握や情報共有を行うとともに、言語支援等を行っている市民団体と連携を図ります。	連絡会議等に参加し情報共有を図る。市民団体との連携を図る。		—	B	市町村等連絡調整会議に参加し、情報収集を行い、県やかながわ国際交流財団と連携し、外国籍住民のニーズの把握に努めた。また、日本語ボランティア教室に対し、日本語学習支援の研修の実施や活動に対して後方支援を行った。	日本語学習支援者の高齢化に伴い、人材が不足している。	1	県や近隣市町と連携し、外国籍住民における課題把握や情報共有に努める。また、日本語学習支援者に対し、必要な研修を実施し、スキルアップの繋げる他、新たな人材確保に繋がるよう広報支援を充実させていく。	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり											
施策の方向 1 多様な人々への理解促進と支援											
施策名（3） 性的マイノリティへの支援											
実施年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
76	1	パートナーシップ宣誓制度の周知	ホームページや広報紙、チラシ等、さまざまな媒体を活用して制度の周知を図ります。	機会を捉えて制度の周知を図る。	—	A	令和7年4月1日から運用を開始したパートナーシップ宣誓制度について、市ホームページや広報紙、啓発リーフレット等で周知を行い、性的マイノリティの人権について意識啓発を進めた。 令和7年2月に県西地域2市8町で「パートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定」を締結し、利用者が転出入の際に必要な手続きを簡素化するとともに、宣誓対象を事実婚の方や養子縁組まで広げた。また、市職員を対象とした「性的マイノリティ理解促進講演会」を毎年開催し、意識啓発に努めた。	パートナーシップ宣誓制度の利用者が転居する際の近隣自治体との手続きに係る調整が必要である。	1	課題を踏まえて、関係機関との調整を図る。	人権・男女共同参画課
77	2	行政サービスの充実	登録者の希望に応じて、登録証明書や事実証明書を発行するほか、税証明書の発行や市営・県営住宅の入居申し込みなど、登録者が利用できる行政サービスの拡充を図ります。	行政サービスの拡充について検討する。	—	B	令和7年2月に2市8町で協定を締結し、先進市の情報共有を図り、課題の整理を行った。利用できる行政サービスの拡充を模索している。	パートナーシップ宣誓制度の利用者に対する行政サービスの拡充のための庁内連携。	1	2市8町の協議会の中で、情報共有を図りながら検討し、庁内各課と協議をしていく。	人権・男女共同参画課
78	2	行政サービスの充実	登録者の希望に応じて、登録証明書や事実証明書を発行するほか、税証明書の発行や市営・県営住宅の入居申し込みなど、登録者が利用できる行政サービスの拡充を図ります。	税証明書の交付申請の際に、有効な登録証明書を提示してもらうことで、同居のパートナーの親族として対応する。	—	A	パートナーシップ宣誓制度利用ガイドブックに掲載し周知を図った。結果的に、対応した実績はなかった。	特になし	2	引き続き、パートナーシップ宣誓制度利用ガイドブックに掲載し、周知を図る。	資産税課
79	2	行政サービスの充実	登録者の希望に応じて、登録証明書や事実証明書を発行するほか、税証明書の発行や市営・県営住宅の入居申し込みなど、登録者が利用できる行政サービスの拡充を図ります。	市営住宅への入居要件として、同居者は親族であることが必要となりますが、登録証明書や事実証明書の提出により、親族要件を満たす取扱いとする。	—	A	市営住宅の入居資格である同居親族要件において、性的マイノリティへの支援としてパートナーシップ宣誓制度の利用者についても、親族と同様に取り扱うことにより、同居可能としている	特になし	2	—	建築課
80	3	性的マイノリティの理解促進に関する啓発	性的マイノリティに関連のある情報を市民に提供するとともに、職員向けの人権研修で意識啓発するなど、理解促進に努めます。	機会を捉えて意識啓発、情報提供を行う。職員向け研修会を実施する。	—	A	また、市職員を対象とした「性的マイノリティ理解促進講演会」を毎年開催し、意識啓発に努めた。また、市民を対象とした講演会の開催や市民向け啓発リーフレットの公共施設への設置を行い、理解促進に努めた。	市民を対象とした講演会については、ニーズの把握に努め、オンラインなど開催方法を検討する必要がある。	1	ニーズや課題を把握しながら、引き続き、市職員や市民への意識啓発に努める。	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり											
施策の方向 2 生涯を通じた健康保持増進											
施策名（１） 生涯を通じた健康づくりへの支援（重点項目）											
実施年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
81	1	健康保持・増進に関する啓発	生涯を通じた健康支援と情報提供のため、生活習慣病予防等の講座などを開催します。	市の健康課題である脳血管疾患の死亡率の減少を目指し、生活習慣病予防についての健康講座を開催する。また、地区から依頼のあった健康教育に対応する。	—	B	健康教育の依頼件数は令和4年度以降減少しているが、参加者数は増加しており、より多くの市民に対する情報発信を進められている。また、糖尿病週間行事にて糖尿病に関する市民への知識の普及を図っている。	脳血管疾患死亡率は、神奈川県内で高い状況が続いている。	2	地区における健康教育等での周知は継続して実施し、SNS等での情報発信についても検討し、より幅広い層への普及啓発を目指す。	健康づくり課
82	2	各種健康診査の実施	生涯を通じた健康づくりを推進するため、男性特有の前立腺がんや、女性の特有の子宮がん、乳がん等の検診を充実させ、早期発見に努めます。	市民のがんの早期発見、早期治療により、市民のがんによる死亡率の減少を図ることを目的とし、各種がん検診を実施する。また、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康の保持増進を図ることを目的に各種健康診査を実施する。	特定健康診査の受診率60%、がん検診の受診率50%	B	がん検診等の知識の普及、受診率の向上にむけ、パネル展示ならびに若い世代が参加するイベントや民間団体と協働したイベント等での普及啓発、また、市の職員健診とがん集団検診の同日開催や複数のがん集団検診の同日開催、休日開催などにより受診しやすい環境づくりに努めている。コールリコールによる受診勧奨についても実施している。	・脳血管疾患死亡率は、神奈川県内で高い状況が続いている。特定健診、各種がん検診の受診率目標は、達成されていない。	2	地区における健康教育等での周知は継続して実施し、SNS等での情報発信についても検討し、より幅広い層への普及啓発を目指す。	健康づくり課
83	3	女性専用外来の充実	女性特有の症状について気兼ねなく相談できるよう、女性医師が診察に当たる女性専用外来を実施します。	毎月第3火曜日の午後に予約制で診療を行う。	—	A	毎月第3火曜日の午後に予約制で診療を行った。	特になし	2	—	市立病院経営管理課

基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり											
施策の方向 2 生涯を通じた健康保持増進											
施策名（2） 妊娠・出産に関する健康への支援											
実施年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
84	1	妊娠・出産期における支援の充実	妊娠中・産後の健康診査の実施や母子健康手帳を交付するほか、母親とその家族を支援するための講座等を開催します。	妊産婦健康診査や乳幼児健康診査の実施、母子健康手帳を交付するほか、ママパパ学級や育児相談会を実施する。	—	A	妊婦届出を収受し、母子健康手帳を交付するときには、妊婦全員と面談し、妊娠期、出産を安心して迎えられるよう、産後の育児のイメージを促しながら、相談対応している。必要時、本人の了解のもと、医療機関とも連携を図っている。また、乳幼児健康診査もほぼ90%以上の受診率があり、未受診者も再通知や訪問、電話等で受診を促し、必要な時期の発育発達の確認を行っている。	支援を要する方については、行政の関わりを拒否するかたもいることから、継続支援の難しさがある。	2	同じ課内の子ども若者相談係や他機関と連携を図りながら支援継続を行っていく。	子ども若者支援課
85	2	不妊・不育に対する支援	不育症の治療を受ける方への経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するとともに、不妊治療助成に関して情報提供を行います。	不妊症・不育症治療に係る経済的負担の軽減を図るため、治療費等に要する費用の一部を助成する。	—	B	不妊症や不育症の治療費の助成を行い、妊娠や出産を希望するかたの、精神的負担だけでなく、経済的負担の軽減も図っている。		2		子ども若者支援課
86	3	周産期救急医療の提供	母子の生命の安全を図るため周産期救急医療を実施します。	産科、小児科の医師の招聘に努め、安定的に周産期医療を提供する。	—	A	令和7年度産科・小児科医師数23人 また、新病院（小田原市立総合医療センター）では、NICUで治療を受けた後に状態が安定した児を受け入れるための病床であるGCU（Growing Care Unit）を6床を新設し、これまで以上にきめ細かなケアを提供する予定である。	特になし	2	—	市立病院経営管理課

基本方針Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村基本計画）											
施策の方向 1 あらゆる暴力根絶のための啓発											
施策名（1） DV防止啓発の拡充											
年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
87	1	DV根絶に向けた意識啓発の推進	DVに対する理解を促進し、DV根絶に向け多様な媒体や機会を活かして、意識啓発を図ります。	市民に対し、DVに対する正しい知識の周知と情報発信を行う。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、啓発展示実施する。	—	A	国が定める各種啓発期間（①若年層の性暴力被害予防月間、②女性に対する暴力をなくす運動期間）に合わせ展示、イベントを実施した。①についてはUMEGUで被害予防のパネル展示、市内2大学へ学生向け啓発パンフレットを配布を中心に実施。②では小田原天守閣ライトアップや、UMEGU・本庁舎等での啓発ポスター展示を実施した。これまでは小田原短期大学文化祭で啓発展示ブースを出店してきたが、令和7年度は初めて市民団体の協力のもと、学生向け啓発ワークショップを実施した。また、これまでは市職員に向けて運動期間にパープルリボンの着用を求めてきたが、令和6年度以降はパープルリボンを着用する意味、意義を再周知したうえで、運動の目的に賛同した職員が特定の曜日に「パープルDAY」として、紫色の物を身に着ける啓発アクションを開始した。	一連の啓発事業により、どの程度の効果があったのかの測定が難しい。また「何をもって効果とするのか」を定義することも難しい。（相談件数の増加、減少どちらが「効果」とするのか等）	2	DV関連法令は社会情勢の変化と運動して改正される頻度が高いため適宜、啓発内容の確認やアップデートを図る。また啓発事業で活用するツールの見直し、拡充を図る。引き続き、啓発事業の効果測定の方法を探る。	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村基本計画）											
施策の方向 1 あらゆる暴力根絶のための啓発											
施策名（2） 若年層に向けた啓発の強化（重点項目）											
実施年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
88	1	デートDV等に向けた意識啓発の推進	デートDVや性被害、性犯罪等の根絶に向け、多様な媒体や機会を活かして、意識啓発を促進します。	市民、特に若年層に対し、デートDV等に対する正しい知識を習得してもらうための情報発信及び男女共同参画セミナーのテーマとして取り上げ、セミナーを実施する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、啓発展示を実施する。	—	A	・4月若年層の性暴力被害予防月間、11月女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、UMEGU、本庁舎等での啓発パネル展示を行った。 他、市内2大学へ学生向けデートDV防止啓発パンフレットを配布した。・小田原短期大学については毎年10月の学園祭に、啓発ブースの出店をしてきたが、（コロナ禍で中断した時期にはパンフレットの配布のみを実施した）令和7年度の学園祭では、初めて市民団体の協力のもと、学生向けデートDVや性被害防止に関するワークショップを実施した。	・現在、若年層向けには、市内大学の学生を対象として、イベントやパンフレット類の配布をしているが、本来は他者とのつながりが活発になる高校生年代まで、啓発対象の拡大を検討する必要がある。・若年層に対する有効な啓発の方策が見つからない。	2	特に性暴力被害に関しては、社会情勢の変化に伴い被害の形も刻々と変化していくため、国や県が発信する情報や報道等から得られる情報を収集しつつ、啓発内容の見直しを図る。また、啓発の対象拡大を検討していく。	人権・男女共同参画課
89	1	デートDV等に向けた意識啓発の推進	デートDVや性被害、性犯罪等の根絶に向け、多様な媒体や機会を活かして、意識啓発を促進します。	特に若年層を対象に、デートDVや性暴力被害予防等、様々な人権侵害やその根絶に向けての課題に関する情報等を収集し、各学校に対し提供していく。	—	A			2		人権・男女共同参画課

基本方針Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村基本計画）											
施策の方向 2 DV被害者への支援											
施策名（１） 相談体制の充実											
実施年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
90	1	相談員の設置及び資質の向上	女性相談員を設置するとともに、国、県、関係団体等が実施する研修に相談員を派遣し、相談スキルの向上を図ります。	女性相談員を設置するとともに、国、県、関係団体等が実施するDV関係の研修会や講座に、相談員及び職員を積極的に派遣し、対応技術や知識の習得、連携強化を図る。	—	A	国、県、関係団体等が実施する女性相談支援関連の法務、医療、相談対応スキル分野の研修、講座に参加し、相談対応の能力向上を図った。特に、国が実施する研修についてはコロナ禍以降、オンラインで受講することが可能になり、受講機会が大幅に増えた。	特になし	2	引き続き研修に参加して相談対応全般のスキル向上を目指す。	人権・男女共同参画課
91	2	相談体制の整備・充実	被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密保持に配慮した相談環境を確保するとともに、対応マニュアルの整備等、円滑な被害者支援に努めます。	相談が必要となった時に、確実に相談窓口へアクセスできるよう、相談員を設置すると共に、相談にあたっては安心して相談ができるよう、相談室の整備を行う。また、対応マニュアルについては、適宜見直しを図り、円滑な被害者支援に努める。	—	A	相談室は確実なプライバシー保護と、子ども同伴でも安心して相談できるよう、引き続き整備を行った。・被害者対応マニュアルについては、法改正の都度見直しを図った。	相談に訪れる市民の安全確保と、相談窓口の周知活動が時として相反する場合があるため、定期的に相談室の安全性や周知の内容について振り返りや検討していく必要がある。	2	相談室は日々の相談状況を鑑みて更なる安全の確保をしつつ、落ち着いた気持ちで相談ができるよう、改善をしていく。マニュアル他市の状況を参考にしつつ、より有効に利用できるような見直ししていく。	人権・男女共同参画課
92	3	庁内連携の充実	DV関係機関庁内連絡会を定期的に開催し、事例検討や情報共有など、連携の強化を図ります。	DV対応関係機関庁内連絡会を開催し、情報共有や対応課題について協議を行い、関係各課の連携を図ることによって相談者への円滑な支援を目指す。	—	A	7月と2月の年2回DV対応関係機関庁内連絡会を開催した。（コロナ禍では書面開催で実施）相談支援の場面で円滑かつ遺漏ない対応を目指すため、庁内連携を目的として情報共有等を行った。令和8年2月10日に令和7年度第二回を開催予定。	新法施行によりDV対応庁内連絡会の名称を支援調整会議に変更する必要がある。	2	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、支援調整会議に名称を変更する。（これまでも支援調整会議と同内容で庁内連絡会を実施していたため、会議内容の大幅な変更は行わない）	人権・男女共同参画課
93	4	相談窓口の周知	ホームページや広報紙、チラシ等、様々な媒体を活用して相談窓口の周知を図ります。	ホームページや広報紙、チラシを始め、様々な媒体、機会を活用し、相談窓口の周知を図る。	—	A	市広報紙に毎月、相談窓口情報を掲載。令和7年度には相談窓口のチラシを増刷した他、FMおたわらの番組に出演して相談窓口の周知を図った。	必要な人に必要な情報が届くよう情報発信の方法がニーズにあっているか検討し、情報発信の方法に工夫が必要である。	2	他県他市での情報発信の好事例を参考にすると、社会の動向に合わせた発信を行うための情報収集や工夫をしていく。	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村基本計画）											
施策の方向 2 DV被害者への支援											
施策名（２） 一時保護、安全確保に向けた支援											
実施年度	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
94	1	緊急一時保護の実施	緊急避難の必要がある被害者について、一時保護施設や警察等と連携しつつ迅速に保護することで、被害者の安全確保に努めます。	保護の必要がありながら、各種状況によりシェルターの活用ができない場合に対応するため、宿泊施設（シェルターへ入所ができるまでの緊急宿泊）の利用手配等について支援を行う。	—	A	各種状況を理由にシェルター利用できないケースにおいて、宿泊施設（シェルターへ入所ができるまでの緊急宿泊）の利用手配等を行った。	インバウンド客の増加の影響で空き部屋が減少する状況が続いている事や、急激な宿泊費用の高騰等で利用できる宿泊施設が限られている。	2	急な事態にも対応可能な（予算内の）宿泊施設について情報収集に努める。	人権・男女共同参画課
95	2	安定した生活への支援	施設退所後、被害者が安定した生活を送れるよう、生活や住居、住民登録等についての支援を行います。	他市への避難者に対しては避難先自治体の関係機関と密に連携し、転居後の生活が早期に安定するよう支援を行う。また、本市への避難者に対しては、関係各課と連携し、新規生活のスタートに際して不安が無いよう支援を実施する。	—	A	他市への避難に際しては、避難先自治体の女性相談員と密に連携を取り、避難先で不安なく生活がスタートできるよう支援を実施した。	県外へ避難する場合に先方自治体に相談員が配置されていないケースがあるため、対応依頼に苦慮する場面がある。	2	国や県、全国女性相談支援員連絡協議会などへ、相談員が配置されていない自治体での対応が円滑に進むよう対応を依頼していく。	人権・男女共同参画課
96	3	被害者支援に係る情報の秘密保持	被害者の情報が加害者に漏れないよう、庁内関係課や関係機関と連携し、秘密保持に努めます。	被害者の情報が拡散し、加害者に漏れる事のないよう、関係機関と連携し、秘密保持に万全の体制を図る。	—	A	秘密保持に万全の体制を図った。	庁内連携では担当者の異動等により被害者情報の取扱いについての理解が薄くなってしまう傾向が見られる。	2	対応依頼する庁内各課に（特に担当者の異動時）も秘密保持に万全の体制を図るよう、引き続き注意喚起と依頼をしていく。	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅶ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村基本計画）											
施策の方向2 DV被害者への支援											
施策名（3） 自立に向けての支援の拡充											
区分	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
97	1	就労に関する支援	被害者の状況に応じて、自立支援教育訓練給付など各種給付制度や就労支援講座等の情報を提供し、就労を促進します。	被害者の状況に応じ、自立支援教育訓練給付金等の各種制度活用について、積極的に情報提供を実施する他、「女性のためのキャリア相談」に繋ぐなど、自立に向けた支援を実施する。	—	A	市内避難者については、抱えている不安を丁寧に聴取し、庁内他課が持つ相談者の情報等を共有しつつ必要な就労支援に繋いだ。（必要に応じて当課で実施している「女性のためのキャリア相談」に対応依頼をした）また、他市への避難者については、避難先自治体へ情報共有を行い、避難先での生活が早期に安定するよう支援をした。	困難な問題を抱える女性の支援に於いては、精神的疾患を抱える相談者も多く、相談者自身が強く就労を望んでも心身の状況から自立が難しいケースが多い。	2	庁内外の機関、民間団体との連携を深め、自立支援の協力体制を整える。	人権・男女共同参画課
98	2	経済的な支援	被害者の状況に応じて、生活保護、児童扶養手当、ひとり親医療費助成など各種支援制度等の情報を提供し、経済的な負担軽減を図ります。	被害者の状況に応じ、生活保護申請、児童扶養手当、ひとり親医療費助成など、各種手続が円滑に実施できるよう、被害者に情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、被害者の経済的負担の軽減を図る。	—	A	相談者の経済状況に応じて、活用可能な制度等について相談者へ情報提供を行う他、福祉部局や社会福祉協議会、障がい者支援団体などの関係所管へ対応を依頼した。	庁内他課で支援を受ける際に、一定の情報共有する必要があるが、連携先の所管内での情報取扱いについてまで、完全な確認ができない。	2	・引き続き、庁内連携の中で秘匿情報の取扱いについて注意喚起を行っていく。・関係機関や民間団体で実施している支援について、積極的な情報収集を行う。	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅶ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村基本計画）											
施策の方向２ DV被害者への支援											
施策名（４） 関係機関との切れ目のない連携の強化											
区しき号	取組内容			実施事業概要	成果目標	所管課評価	現状達成状況	課題	今後の方向性	今後の方向性（記述欄）	所管課等
99	1	関係機関との連携	県や警察、一時保護施設、児童相談所、移管先の自治体等と広域的に連携し、被害者が必要な支援を受けることができるよう努めます。	県、警察、一時保護施設、児童相談所、移管先の自治体等に対し、被害者の安全を確保しつつ、必要な支援が適切に受けられるよう支援を実施する。	—	A	・相談者や同伴児の精神的身体的事情により、保護の必要がありながらシェルターを利用しないケースでは、被害発生地で生活を継続するため、警察や児童相談所、庁内関係各課と連携し、シェルター避難に代わる支援を実施した。 ・他市へ避難転居をするケースでは、避難先自治体、関係機関、民間団体と連携することで、新生活を不安なくスタートできるようにした。 ・法的な手続や、医療支援等が必要なケースでは、法務関係や医療機関との連携を図り、相談者が各機関でスムーズに相談できるようにした。	県内では各機関との連携に大きな課題は無いが、県外他市から避難してくるケースでは、女性相談支援員の関わり方が異なる場合も多く、情報収集に課題が生じる事が多い。	2	引き続き、関係諸機関と情報共有、交換、収集を行い、相談者が早期に必要な支援を受け、安心して生活を再スタートできるよう支援をしていく。	人権・男女共同参画課
100	2	民間団体との連携	DV被害者の支援を行っている民間団体と支援に必要な情報を共有するなど、連携を図ります。	市内外でDV被害者に対する相談・支援を実施している民間団体と情報交換を行う。	—	A	民間団体との情報交換を行うことで、団体が新たに始めた取組みの情報を得て、相談者へ情報提供を実施した他、実際に民間団体へ緊急必要な支援が受けられるよう依頼をした。また、県内他市の女性相談支援員から、新たな民間団体の情報を収集し、実際の支援に活用した。	特になし	2	引き続き、民間団体と情報共有、交換、収集を行い、相談者が安心して生活を再スタートできるよう支援をしていく。	人権・男女共同参画課